

平成19年7月30日

関係各位

国土交通省住宅局建築指導課

改正建築基準法の施行に関する情報提供について

建築行政の推進については、日頃よりご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年6月20日から「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第92号)が施行されたところでありますが、その運用にあたっての具体的な取扱いについて各方面から多くの疑義が寄せられております。

つきましては、国土交通省のホームページのほか、日本建築行政会議その他の建築関係団体の協力のもと、財団法人建築行政情報センターのホームページ等において、改正後の建築基準法令の運用に関する各般の情報提供(下記参照)が行われておりますので、お知らせいたします。

(国土交通省のホームページ)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/h18_kaisei.html

(財団法人建築行政情報センターのホームページ)

<http://www.icba.or.jp/>

記

改正建築基準法に係る質疑・応答

確認審査・検査の運用解説(マニュアル等)

様式等の記載事例

確認申請書・通知書等の新様式

「2007年版建築物の構造関係技術基準解説書」原稿案の公開及び関連情報

その他